



**JASDAQ**

平成 30 年 6 月 11 日

各 位

会社名	神田通信機株式会社
代表者名	代表取締役社長 神部 雅人 (JASDAQ・コード番号: 1992)
問合せ先	取締役管理本部長 高橋 昌弘
電話番号	(03) 3252-7731

### 買収防衛策に関する当社取締役会の意見

当社は、当社の株主である合同会社 M&S(以下「提案株主」といいます。)が、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 81 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社取締役会が上程した買収防衛策(以下「本買収防衛策」といいます。)に関して反対し、平成 30 年 6 月 7 日付で委任状勧誘を行うことを発表致しました。当社取締役会の見解と異なる点につき、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株主委任状勧誘の内容

##### (1) 議案

- ① 剰余金の処分の件
- ② 買収防衛策反対の件

##### (2) 議案の内容

- ① 平成 30 年 6 月 11 日当社開示資料「株主提案(増配)に関する当社取締役会の意見」をご参照下さい。
- ② 別紙 1「買収防衛策反対の理由について」に記載のとおりです。なお、別紙 1「買収防衛策反対の理由について」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### 2. 議案②に対する当社取締役会の意見

##### (1) 議案②に対する反論

##### 提案株主の主張①

神田通信機が平成 30 年 5 月 14 日に導入を発表した買収防衛策は、ある一定の大株主を排除することを目的とした導入であり、株式の流動性と株主の公正性が損なわれるだけでなく、コーポレートガバナンスの向上につながらず、経営陣の説明・結果責任を軽減する行為であると考えます。

##### 当社取締役会の反論①

本買収防衛策は、企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたすような買収や強圧的二段階買収を企図する株主(※)を排除する目的で導入しております。

#### 提案株主の主張②

買収防衛策は、マネーゲームを防止する策としては一見有効に見えます。一方で、仮に業績が悪化し続けている状況下、多くの投資家は買収防衛策を経営者の保身手段と考えます。

#### 当社取締役会の反論②

本買収防衛策は、当社は経営陣の立場の防衛ではなく、前述(※)の株主から企業価値・株主価値を防衛することを目的としています。

#### 提案株主の主張③

また、役員の子に固執する経営陣がこの買収防衛策を発動してしまうと、投資家が企業に対して影響力を行使することができなくなってしまう弊害もあります。

#### 当社取締役会の反論③

当社では取締役の任期を1年としております。毎期の株主総会において選任の可否を諮っており、役員の子に固執することができない仕組みを導入しております。

#### 提案株主の主張④

現経営陣が自らの地位を守るために「支配力維持」としての買収防衛策を実施する可能性があることから、弊社としては買収防衛策の撤回を求めます。

#### 当社取締役会の反論④

本買収防衛策は、業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の勧告によって発動される仕組みとなっております。そのため、現経営陣が自らの地位を守るために実施する可能性はありません。

#### 提案株主の主張⑤

真の買収防衛策とは、経営改革により業績を拡大し、企業価値及び株主価値を高めることで株主の支持を得ることが本質ではないでしょうか。

#### 当社取締役会の反論⑤

企業価値及び株主価値を高めることで株主の支持を得ることが重要である点につきまして、当社取締役会と見解の相違はございません。

### (2) 買収防衛策の合理性

本買収防衛策は、経済産業省・法務省が示した買収防衛策に関する指針の3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足しているため、十分合理性がございます。

## 別紙1 「買収防衛策反対の理由について」

神田通信機が平成30年5月14日に導入を発表した買収防衛策は、ある一定の大株主を排除することを目的とした導入であり、株式の流動性と株主の公正性が損なわれるだけでなく、コーポレートガバナンスの向上につながらず、経営陣の説明・結果責任を軽減する行為であると考えます。買収防衛策は、マネーゲームを防止する策としては一見有効に思えます。一方で、仮に業績が悪化し続けている状況下、多くの投資家は買収防衛策を経営者の保身手段と考えます。また、役員の子に固執する経営陣がこの買収防衛策を発動してしまうと、投資家が企業に対して影響力を行使することができなくなってしまう弊害もあります。現経営陣が自らの地位を守るために「支配力維持」としての買収防衛策を実施する可能性があることから、弊社としては買収防衛策の撤回を求めます。真の買収防衛策とは、経営改革により業績を拡大し、企業価値及び株主価値を高めることで株主の支持を得ることが本質ではないでしょうか。

以上の理由から、会社提案である買収防衛策の導入について反対します。